

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成28年12月6日（火）午後2時10分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室A（事務棟8階）

3 出席者

司会者 奥山 豪（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 西山 志帆（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 谷口 宗誠（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 磯貝 隆博（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【全般について】

（司会）まず，皆さんの参加された事件の大まかな概要と職務従事日数等を，ほかの方に御紹介する趣旨も含め，簡単に説明させていただきます。1番の方が担当された事件は強盗致傷等の事件で，主な争点は量刑，職務従事日数は4日間でした。2番の方が担当された事件は覚せい剤取締法違反等の事件で，主な争点は量刑，職務従事日数は5日間でした。3番の方が担当された事件は集団強姦致傷等の事件で，主な争点は量刑，職務従事日数は9日間でした。4番の方が担当された事件は現住建造物等放火の事件で，主な争点は量刑，職務従事日数は5日間でした。5番の方が担当された事件は強盗致傷等の事件で，主な争点は量刑，職務従事日数は4日間でした。6番の方が担当された事件は強盗致

傷の事件で、主な争点は量刑、職務従事日数は4日間でした。

最初に、皆様の全般的な感想をお伺いしたいと思います。

(5番) まさか自分が裁判員裁判に参加することになるとは夢にも思っていませんでした。裁判員候補者名簿に登載された後も、私は定年を過ぎていたこともあり、4日か5日なら出てもいいかなと思いましたが、一方で自分が選ばれることはないだろうという気持ちがありました。あと、私が参加した事件は、被告人が事実関係を争わなかったため、検察官と弁護人が議論するところは見られなかったという印象でした。

(6番) 一般人が量刑を決めるということについて、複雑な気持ちがありました。私たちの思いを量刑に反映させなければいけないというときに、本当に私たちでよいのかという気持ちがありました。この気持ちは今もありますが、こういう制度だから割り切るべきだという思いもあります。

(2番) 私は、裁判員を是非やってみたいという気持ちがありました。参加前は、法に携わる方はクールに、さっさと裁判を進めていくのではないかと思っていましたが、裁判が極めて人間的に、民主的に進んでいくことに感動し、安心もしました。また、参加前は裁判は専門家がやった方がよいと考えていましたが、参加してみて、裁判に携わる人も我々と同じ人間である、そうである以上いろいろな人間の意見を入れて裁判を行った方がよく、裁判員制度には意味があると思うようになりました。

(4番) 法学部を出ていることもあり、私も裁判員裁判に参加したいと考えていました。ただ、評議のときに発言する方としない方が分かれ、思っていたより議論が盛り上がらなかったのも、裁判員をやりたい方は少ないのかなと思いました。

(1番) 審理の初日は何を聞いてメモを残せばよいのか分からず、緊張してぐったりするくらいでしたが、2日目以降はだいぶ変わりました。評議のときは問題点が出るたびに裁判官の説明があり、分かりやすかったですし、雰囲気も

和やかでした。

(3番) とてもよい経験をさせてもらったと思っています。私の場合、子どもも大きく、親の介護等の問題もなく、仕事もパートであったため、裁判員として参加しやすい立場だったと思います。また、参加したのが強姦事件でしたが、女性の立場から発言できたと思います。

【審理について】

(司会) 続きまして、審理の初日に検察官と弁護人が行う冒頭陳述についてお伺いします。冒頭陳述での検察官、弁護人の説明は分かりやすかったですでしょうか、もし分かりにくかったのであれば、どのような点が分かりにくかったのかについて御意見ををお願いします。

(6番) 検察官、弁護人いずれの説明も分かりやすいものでした。

(司会) 先ほど、審理の初日は何を聞けばよいか分からなかったという御意見もありましたが、6番の方はその点はどうでしたか。

(6番) 私も審理の初日は何を聞けばよいか分からない状態でしたが、検察官、弁護人とも冒頭陳述のときの資料が分かりやすく、だんだん分かってきました。

(5番) 経験もなく、事件についても全く分かっていない状態ですので、審理の初日は大変なのが普通だと思います。検察官の冒頭陳述は非常に分かりやすかったです。私の参加した事件では公訴事実が複数ありましたが、検察官が何を立証しようとしているかは冒頭陳述でほぼ分かりましたし、その後の裁判官の説明を聞き不安な点も解消しました。

(2番) 緊張していることもあり、2日目くらいまではどこか引っかかる点があると話についていけなくなることもありましたが、私の参加した事件は通訳事件で、最初は聞き取りにくいと思いましたが、慣れれば苦になりませんでした。

(検察官) 検察官が冒頭陳述でお配りする書面について、情報量が多すぎる又は少なすぎると思われたことはないでしょうか。

(2番) 事実がしっかりと書かれていたと思います。もっと知りたいなと思う点はありませんでしたが、審理の中で出てくるだろうと思いました。

(1番) よくまとめられていて非常に分かりやすかったです。弁護人の主張と対立している点があり、審理ではその点を中心にしていけばよいと分かりました。

(弁護士) 私が担当した事件では、検察官は冒頭陳述を詳しく行ったのに対し、弁護人は争いのない点については述べず、量刑判断のポイントに絞って冒頭陳述を行いましたが、このような弁護人の冒頭陳述についてはどのように感じられましたか。

(5番) もう少し詳しい方がよかったと思います。検察官の一方的な話であった印象があります。

(司会) どの程度詳しく冒頭陳述を行うべきかに関連して、先ほど審理の初日は何をメモすればよいか分からず大変だったとの御意見をいただきましたが、その点はどうでしょうか。

(5番) メモを取らなければ評議のときに自分の意見が言えないと思い、冒頭陳述のときは資料を見るのとメモを取るのに一生懸命でした。

(裁判官) メモの取り方などについて裁判官からは説明はありましたか。

(6番) 説明はありましたが、初めての経験ですし、何が大事なのかも最初は分からず、一言一句漏らさないという気持ちでメモを取っていました。

(1番) 私も初日はそういう感じでした。ただ、2日目からは徐々に慣れて、何が大事な分かるようになってきました。

(6番) 検察官が、冒頭陳述メモの中で図を用いて説明されていて分かりやすかったです。やはり文字だけですと分かりにくいので、時系列に沿ってまとめていただくと分かりやすいと思います。

(2番) 事案によるかと思いますが、情状が主な争点になる事案においては、検察官が冒頭陳述で説明した争いのない事実を弁護人が再度説明する必要はない

と思います。むしろ被告人がどういう人間なのかという点を弁護人に説明してほしかったです。

(司会) 次に、量刑を考えると観点から、審理や評議についての御意見をいただきたいと思います。審理や評議について足りないと感じたり、逆に不必要だと感じた点はございましたか。

(1番) 足りない点や不必要な点は全くありませんでした。

(4番) 私が参加したのは放火事件でしたが、放火という行為の危険性を評議でもっと話し合った方がよかったと思います。

(3番) 私が参加した事件では量刑が主な争点でしたが、公訴事実中の細かな点でも争いがありました。私としては、事実の評議にもっと時間をかけた方がよかったと思います。

(司会) 検察官の論告及び弁護人の弁論について御意見を伺いたいと思います。まず、論告と弁論を聞かれた後、御自身の中で量刑の見当はついたでしょうか。

(5番) 評議室で裁判官から過去の判例等を聞き、そこで初めて具体的な量刑の見当がつかしました。論告弁論だけでは難しかったです。

(6番) 検察官の論告と弁護人の弁論を聞いたときは、主張にとっても隔たりがあり、どう考えればよいのだろうという感じでした。その後、量刑データベースなどを見て見当がついたという感じです。

(2番) 検察官が当該事案で考えられる最高刑を言い、弁護人は情状を中心として弁論を行う、この両者の折り合いを考えていくのが裁判員の主な役割ではないかと感じました。

(検察官) 評議の過程でデータベース等を御覧になったとき、検察官の求刑には根拠があると理解していただけただけでしょうか。

(1番ないし6番) はい。

(裁判官) 弁護人が常に軽めの刑を主張するという印象はありますか。

(2番) 印象としてはあります。

(6番) 弁護する側なので刑を軽くしようとするのは当然かとは思いますが、それならもっとアピールすべきと思いました。検察官は正義感にあふれる論告をしたと感じたのに対し、弁護人はもっと訴えかけてきてよいいのではないかと思います。

(司会) 弁護人の主張は淡白だと感じたということでしょうか。

(6番) 淡々と主張を述べているという感じがしました。

(1番) 審理の最中からそのように感じるがありました。

【評議について】

(司会) 裁判員に選任される前には、刑の重さ、量刑の決め方についてどうお考えでしたか。そして、実際の評議での量刑の決め方は同じでしたか、違っていましたか。

(5番) 私は違っていました。裁判員というのは、審理を見て、評議の場で意見を述べるけれども、刑を決めるのは裁判官だけだと考えていたのですが、裁判員も一緒になって刑を決めることを、やってみて知りました。

(司会) そのような手続の問題と、最終的には実際の刑の重さを、例えば具体的に何年という数字を出さないといけないと思うのですが、裁判員になられる前には、このような犯罪の刑の重さがどのように決められるのか考えられたことはありますか。

(5番) それはいいですね。

(2番) 先ほどもお話ししましたが、ここまで民主的に決めるのかなと思いましたし、いろいろな意見が出るのも当然かなと思いました。

(司会) 2番さんは、裁判員に選任される前に、刑の重さがどのように決められるのか考えられたことはありますか。

(2番) 判例を基にして刑が決められると思っていましたが、過去の判例や事件の情状などをしっかり見て、量刑の範囲を徐々に絞りこんでいった上で、刑を決めるという手法は非常に新鮮で、勉強になりました。

(4番) 私の担当した現住建造物等放火の最高刑が死刑であることや量刑は判例を基に決められるということは知っていました。量刑を決める段階で量刑データを示されると、それを大きく逸脱しない形で話が進んでいってしまうので、国民の意見を反映するという裁判員制度の趣旨からするとどうなのかなとは思いました。

(裁判官) 逆に、判例がなかった場合に、具体的な量刑を述べるのは難しくはないですか。

(4番) 確かに難しいですね。

(司会) 刑の重さを決めるに当たり、裁判官から行為責任主義、あるいは行為に見合った責任という考え方の説明があったと思いますが、この考え方そのものについては、皆さんいかがですか。

(6番) 裁判官から説明がありまして、確かにそうだなと思いました。

(司会) 行為にふさわしい責任という考え方自体は、皆さん納得されたということでしょうか。

(1番ないし6番) はい。

(司会) 評議のなかで、皆さんは量刑データのグラフだけでなく、事案の概要を示した事例一覧表も見られましたか。

(1番ないし6番) はい。

(司会) このような資料が、刑の重さを決めるにあたり、役に立ちましたか。

(1番) ケースバイケースなので、あまり参考にはしませんでした。判例のデータよりも裁判官から聞くいろいろな話を参考にしました。

(2番) 役には立ちましたが、事例の内容はそれぞれ異なりますので、それを見て被告人の刑を決めるということは非常に難しかったです。

(4番) 裁判員の意見が極端なものに寄ってしまっているときに、量刑データを示すことで評議の方向性を修正できるので、役に立つと思います。

(3番) そういうデータがなければ、感情的に刑を決めてしまうと思うので、裁判

に私情を挟まないためにも、一定の基準を示してもらい、その中で評議していく上では重要な資料だったと思います。

(司会) 事件によっては、検察官の論告や弁護人の弁論において、具体的な量刑データが引用されることがありますが、検察官や弁護人がそのような具体的なデータを示すことについては、いかがでしょうか。

(3番) 私は、そこで示すべきではないと思います。検察官と弁護人の意見のみを聞いて、裁判員が刑を判断すべきだと思います。

(2番) 評議の前に出されてしまうと、それに引きずられてしまう気がしますし、いろいろなことを評議する意味を感じづらくなってしまうと思うので、評議の最終段階で示すのがよいと思います。

(6番) 検察官や弁護人から示すべきではないと思います。量刑データを示しながらこれくらいが妥当だと検察官や弁護人に言われてしまうと、裁判を初めて経験する我々としてはそうなんだと思ってしまって、それありきで話が進んでしまうこともあるかもしれないので、量刑データ等の資料は評議のなかで見るといいと思います。

(裁判官) 検察官の求刑や弁護人が述べる量刑意見の根拠が分からないという裁判員経験者の御意見もあって、量刑データを示しながら、論告、弁論を行う事件もあるのですが。

(5番) 一度しか経験していない我々では、答えようがないかと思います。私の事件に限って言えば、論告、弁論で具体的なデータを示す必要はないと思います。

(1番) 逆にお尋ねしますが、検察官の方は、判例を考慮して求刑されるのですか。

(検察官) 検察官が求刑を決めるにあたっては、皆さんの評議と同じようなことを考えてやっております。論告で示すかどうかは別として、量刑データのグラフや事例一覧表は、検察官や弁護人も見ることができますので、そ

れも参考にしつつ、求刑を決めています。また、先ほどもお話がありましたように、行為に見合った責任という点もこちらなりに考えて求刑をしておりますので、判断過程というのはほとんど同じかと思います。

(司会) 弁護人の立場として、今の議論を踏まえて何かお話はありますか。

(弁護士) 私が担当した事件でも、量刑が争点となる事件については、量刑データを踏まえて意見を申し上げました。弁護人の仕事からすると、言いたいことを言ったので、あとは御自由に判断してくださいということではできませんので、ある程度弁護側の主張に沿った量刑データをお示しして意見を申し上げることはあります。

(2番) 弁論のなかで、主張に沿った判例があることをおっしゃるのはいいと思いますが、評議を進める前の段階で、具体的なデータは示されない方がいい気がします。

(6番) 量刑データのグラフは最終的な落としどころの一つだと思っているので、論告、弁論の段階で具体的なデータを示すのなら裁判員裁判でやる必要はないのかなと思います。量刑を議論し、決めるのが裁判員の仕事なので、論告、弁論で具体的なデータを示すのは不適切かと思います。

(4番) データベースだけで済むのなら、裁判官も裁判員も必要ないですし、あまりにも人間的でないと思います。最初に具体的なデータを示すことは、人が集まって話し合う裁判員という制度にはふさわしくないと思います。

(司会) 量刑データを見る時期については、いろいろ議論が出ましたが、皆さんのお話を総合すると、量刑データを見たからといって結論が出るわけではなく、いろいろ話して最終的な結論が出るということですね。

(1番ないし6番) はい。

【その他】

(司会) 最後になりますが、裁判員を務められた後、裁判や司法に対する印象や考え方に変化はありましたか。そのほかに、この機会に何かお話しさ

りたいことがあれば、お聴かせください。

- (1番) 裁判員を経験して、行為責任という考え方がいかに重要であるかを知ることができ、非常に勉強になりました。
- (5番) 非常に良い経験ができました。再犯率が非常に高いということですが、犯罪のない世の中になればいいなと思います。
- (2番) 本当に良い経験をさせていただきました。自分自身、社会正義ですとか法律というものについて、深く考える時間を頂きました。周りも裁判員に興味を持っているので、当たったら是非やるように言っていますが、重い事件を担当された裁判員の方は、かなりストレスを感じられたのではないかと思います。
- (司会) 本日頂いた貴重な御意見を、今後の裁判員裁判の運営に役立てていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

以 上